

予備審査制度の導入と暫定認定プログラムとしての公表について

2013年6月20日（修正）

一般社団法人日本技術者教育認定機構

日本技術者教育認定機構（以下 JABEE）では、2013 年度より下記のとおり予備審査制度を導入いたします。同様の制度はワシントン協定加盟団体の多くで実施されており、今後認定を受けようとする教育プログラムにとって意義のある制度と考えられることから JABEE も 2013 年度から実施することにいたしました。

これから新たに JABEE 認定取得を検討中の教育機関、あるいは、認定を得るための準備に入っている教育機関の関係各位におかれましては、ぜひ本制度の活用により、教育の質保証と継続的改善を加速されることをご検討くださいますよう、ご案内申し上げます。

記

1. 予備審査制度の概要

従来、教育プログラムの認定を新たに取得するためには、プログラム修了生を輩出した後に新規審査を受審する必要がありました。今回の「予備審査」では、認定を取得していないプログラム開始後の早い段階で「予備審査」を行い、予備審査のために定められた要件を満たす場合は「暫定認定」プログラムとして公表することで、教育の質保証と継続的改善に熱心に取り組まれ、一定以上の水準に達しつつあることを社会に向けて明示します。併せて、プログラムとして改善すべき点などを JABEE が指摘・助言することによって、教育機関が早期かつ効率的に改善を施す機会の獲得を可能にするための制度です。

上記のとおり、予備審査は、これまでの制度の審査による「認定」に向けて活動中のプログラムを公表し、支援するためのものであり、従来行われている「認定・審査」とは異なるものです。このため、暫定認定プログラムとして公表される期間の卒業生は、認定プログラムの修了生とは区別されます。また、予備審査の受審は任意です。すなわち、予備審査に基づく指摘・助言をプログラムの改善に反映した後に新規審査に臨むのか、または予備審査を受審せず直接新規審査に臨むのかの選択は、あくまで教育機関に委ねられています。このため、予備審査の受審の有無や予備審査の結果とその後の新規審査との直接の関係は持たせておりません。

JABEE は予備審査の導入により、次のような効果が期待できると考えています。

- 暫定認定プログラムとして、技術者教育の質向上・質保証と継続的改善に取り組んでいる事実を公表することにより、受験生及びその保護者、産業界、社会にアピールすることができる。
- 新規審査を受けるまでにプログラムの改善を効率的に進められる。それによって、将来、新規審査を受審するときに不認定となるリスクを減らすことができる。
- 新規審査受審時のプログラムの完成度を高めることにより、新規審査で認定された

場合、認定の有効期間が最長の 6 年になる可能性が高くなる。

2. 予備審査の内容と実施要領

予備審査の実施に関する概要を以下に示します。なお、予備審査に必要な実施要領および関連文書は、本年 6 月までに順次公開の予定です。

(1) 予備審査の対象、申請

- a) 予備審査の申請は任意とする（予備審査を受けなくても新規審査の申請は可能）。
- b) 予備審査の対象は、JABEE が認定対象とするすべてのプログラムとする。
- c) 予備審査は、プログラムを開始した年度（初めての履修生が履修を始めた年度）以降の実施とする。なお、実施する年度にかかわらず、予備審査の内容は同一とする（プログラムが年次進行していることによる審査項目の増減はない）。
- d) 暫定認定有効期間終了後の有効期間継続（及びそのための審査）は行わない。
- e) 2013 年度の予備審査申請期間は、2013 年 7 月 1 日～2013 年 9 月 30 日とする（申請用の文書は別途定める）。

(2) 予備審査方法

- a) 予備審査で使用する基準は、その時点における最新の基準（2013 年度～2015 年度の予備審査は 2012 年度改定基準の予定）の中の一部の項目とする（別途定める）。
- b) 予備審査は自己点検書に基づく点検と実地確認により行う。実地確認は、原則 1 日（日帰り）とする。
- c) 予備審査の結果は点検項目への適合度合を判定しない。改善を要する項目を明示し、改善に向けての指摘・助言を行う。報告書で指摘された事項に対する改善報告（自己点検書の改定版）が提出された場合は、審査員がその改善内容を精査し回答する。
- d) 予備審査の結果、対象プログラムが新規審査を受けられる年に認定基準への適合を果たせる状況にあると判断した場合、暫定認定プログラムとして公表する。一方、対象プログラムが新規審査を受けられる年までに認定基準への適合が困難な状況にあると判断した場合には、暫定認定プログラムとして扱わず、結果を外部に公表しない。

(3) フォローアップ（仮称）

暫定認定プログラムの改善状況についてのフォローアップを、予備審査実施年度の翌年度以降に 1 回のみ実施する。

(4) 審査料等

予備審査の審査料、フォローアップ料は別途定める。

3. 予備審査の結果の扱いと暫定認定

- (1) 予備審査の結果、JABEE の認定基準を一定以上満たして組み立てられていると認められたプログラムは、暫定認定プログラムとして JABEE ホームページで公表される。
- (2) 教育機関は暫定認定の有効期間中は、当該プログラムが暫定認定プログラムであることを公表し、活用することができる。
- (3) 暫定認定プログラムであることの期間は、新規審査を受審する予定年度末又は別文書で定める期限に達した時点で終了する。ただし、新規審査の結果認定有効期間が与えられた場合は、暫定認定プログラムであることは終了する。
- (4) 暫定認定プログラムである期間中にそのプログラムを卒業した学生に対する技術士一次試験免除、各種協定に基づく国際的同等性等の資格は与えられない。
- (5) 暫定認定プログラムである期間中に新規審査を受審することが強く望まれる。

以上

2013年3月28日 初版

2013年6月20日 修正